

令和元年

第4回

薩摩川内市教育委員会

(定例会)

会議録

令和元年8月23日

令和元年第4回 薩摩川内市教育委員会定例会

1 期 日 令和元年8月23日(金)

2 場 所 市役所5階 教育委員会室

3 出席委員 教 育 長 上屋 和夫 教育長職務代理者 三本 伴子  
委 員 上川 幸子 委 員 坂口 由一  
委 員 軍神利喜男

4 説明のために出席した職・氏名

教 育 部 長 宮里 敏郎  
教育総務課長兼学校施設整備室長 小原 雅彦  
学校教育課長 村上 勝美 社会教育課長 橋口 公男  
文化課長 羽田 美由紀 少年自然の家所長 池田 尚人  
中央図書館長 山口 誠 学校教育課専門職 池田 浩  
上甕島教育課長 松田 啓美 下甕島教育課長 地藏 博隆  
教育総務課就学支援G長 菊池 克彦

5 記 録 者 教育総務課課長代理 坂元 久徳

6 傍 聴 者 なし

7 日 程

(1)会議録承認

(2)諸般報告

(3)審 議

- 報告第 9号 臨時代理の報告について(薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定に係る議案に関する意見の申出について)
- 報告第10号 臨時代理の報告について(令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算(第4回補正)に係る議案に関する意見の申出について)
- 議案第25号 薩摩川内市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第26号 薩摩川内市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第27号 令和元年度薩摩川内市奨学生の選考について

(4)その他

- ① 東郷学園義務教育学校への通学区域弾力化について
- ② 教育振興基本計画の進行管理について
- ③ 教育振興基本計画(令和2年度~令和6年度)の策定について
- ④ 第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画の策定について
- ⑤ 令和元年9月行事予定について
- ⑥ その他

開会時間 13時30分

教 育 長 皆さんこんにちは。本日は、午前中に子供議会があり、中学校12校と義務教育学校1校から生徒会の代表39名の子供達が、6委員会に分かれて街づくりへの提言というテーマで、非常にいい発表ができたなど感じているところです。子供たちの良さを色々な方々に見てもらえて良かったなど思っているところです。また、夏休みも残り1週間余りとなりました。一昨日は、出校日で7パーセントの子供が出席しておりませんでした。大きな事故もなく、楽しく過ごしており、新聞では、子供の自殺が最も多い日は、9月1日であるという記事がありました。子供達が9月2日に全員元気に登校してくれることを願っているところです。それでは、令和元年第4回薩摩川内市教育委員会定例会を開会いたします。

教 育 長 令和元年第3回定例会会議録についてお諮りします。会議録を承認してよろしいですか。

委 員 (異議なし)

教 育 長 第3回会議録は承認されました。会議録署名委員に軍神委員を指名します。

教 育 長 それでは、次に議事に入ります。議事日程は1ページにあるとおりですが、「議案第27号 令和元年度薩摩川内市奨学生の選考について」は、個人情報を扱う案件であり、また、率直な意見交換の場を確保する必要があると認められますので、後ほど関係者のみで協議し、これを非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

教 育 長 これについては、非公開とします。次に、諸般報告について、教育総務課・学校施設整備室から説明をお願いします。

教育総務課長 資料の2ページについて説明

教 育 長 ご質問はありませんか。

教 育 長 なければ、次に学校教育課説明をお願いします。

学校教育課長 資料3ページで説明

教 育 長 ご質問はありませんか。

委員 質問ではなく感想とお礼ですが、1日、2日の日中友好スポーツ交流は、今回で33回目の交流であり、両市の子供達にとって、とても素晴らしい思い出に残る交流ができたのではないかなと感じたところです。また、本日の子供議会では、子供達の素晴らしい提言を聞くことができ、感動したところでした。有難うございました。

委員 先ほど教育長からお話がありました、9月1日問題で、先日新聞にも出ていました。今、子供六法といって、小学校の高学年以上を対象に、六法全書をイラスト付きで分かりやすく解説している本が、全国的に注目を集めております。私も昨日書店に行ってみました。2週間待ちといわれましたが、いじめや無視するというのが、法にふれることであるということを知りやすく説明している本であり、2020年度からプログラミングやAI教育が導入される中、情報モラル教育なども非常に重要性を増してきています。ネットの長時間利用やSNSの拡散、フェイスブックの扱いなども、危険サイトに簡単にアクセスできます。小学校の中学年は「インターネットなど情報のやり取りをすることをどのように学ぶか」とか、高学年は「ルール・マナーに反することはどういうことか」中学生に関しては「違法性という分けた段階での学びが必要ではないか」以前テレビで、小学校の1年ぐらいですか、ユーチューバーで男の子が平成30年度に2000万円稼いでいるという放送が流れていましたが、簡単にそういうことができる時代になってきているので、やはりそういうモラル教育が大事であり、また、今日、教育長が子供議会でも言っておられましたが、成年年齢が18歳に引き下げられることで、選挙権はもちろんそうですけど、未成年者の取消権という保護制度が喪失して、保護者の同意なしで、ローンや契約が成立するようになるなど、非常に子供たちの環境が厳しくなるので、子供六法を皆さんが身近に感じて、学ぶチャンスがあればなあと思っています。それを刊行された方は、クラスに1冊ずつは普及させたいといっているらしいですが、それは無理としても給食時間の放送でひとつずつでもいいので相手に害を加えなく

ても、声を出したり、迷惑行為をすることは、犯罪であることを「今日の学び一つ」とかそういうことができれば。子供たちが道徳心を学ぶチャンスかなと思いました。私も本の中身を見ていないので具体的に言えませんが、皆さんこぞって買っていらっしゃるようです。

学校教育課長 学校で情報教育はしておりますが、今の話を頂いて、今後さらに研究していければと思うところです。

教 育 長 これについては、先日、青少年問題協議会でも話題になっておりましたが、情報モラルについては、大人も勉強していかなくてはいけない。PTA などでも研究していかなければならないし、子供にもそういう教育が必要というのは当然のことです。

委 員 子供議会の感想ですが、子供達が非常に落ち着いていたなと思っています。各学校代表者であり、しっかりしていたなと感じたところです。また、青年会議所が間に入ったのが大きかったのかなと思います。薩摩川内市の実態に近い内容になっていたなと感じたところです。アドバイザーとして医師会の先生や第三者が入ったことはいいことかな、そのことによって、参加した子供たちにとって、いい思い出になったし、将来のいい糧になったのではないかと思ったところでした。

委 員 中学生が登下校時に帽子をかぶらずに通学しているところをよく見ますが、紫外線が強い中、いつごろから被らなくなったのかわかれば教えていただければと思います。

学校教育課長 丸刈りがなくなってから、帽子をかぶらなくなりましたが、体育の帽子の登下校時着用を認めている学校もあるようですので、後で確認したいと思います。

教 育 長 最近あまり考えないことであり、言われて見て大事なことです。他に何かありませんか。なければ、次に、社会教育課の説明をお願いします。

社会教育課長 資料の4～6ページで説明

教 育 長 ご質問はありませんか。

委 員 わくわく薩摩川内土曜塾の親子エネルギー教室は参加者数が多いよう

ですが、団体で申し込みがあったのですか。

社会教育課長 そうです。今回だけ次世代エネルギー課が主催でやっているイベントであり、アリーナで開催した教室です。

委 員 学校教育課にも関係するかもしれませんが、わくわく薩摩川内土曜塾の基礎基本学習講座に来る子供ですが、能力や経済的理由で、勉強ができない子どもについて、学校からわくわく土曜塾に行きなさいとか、何か指導があるのですか。

学校教育課長 教育委員会から学校に案内通知をする時に、積極的な案内にとどまっているところです。

委 員 学力が低い子供たちの学力向上も大事なことであるので、学校とも連携して啓発に心がけていただければと思います。

教 育 長 クチコミで参加が少しずつ増えてきております。次に、文化課の説明をお願いします。

文化課長 資料の7～8ページで説明

教 育 長 入来地域のフォトコンテストの旧増田家住宅の写真ですが、煙があがっているようにも見えますが。

文化課長 靄がかかっているのか、それとも燻蒸の時の写真かもしれないです。

教 育 長 課長は調べて教えてください。

教 育 長 ご質問はありませんか。次に、少年自然の家の説明をお願いします。

少年自然の家所長 資料の9～10ページで説明。

委 員 救命講習会は毎年全職員が受けているのですか。

少年自然の家所長 はい、毎年講習の終了証をいただいて、更新していくようになっていきます。最終的には、消防署職員に認定していただくようになっております。

教 育 長 本市の場合は、中学2年生が全員救命講習を受けて、AEDが使えるようになっています。その成果が出ているようで、人命救助で表彰を受けました。

委 員 毎回思うのですが、少年自然の家は、事業説明を写真で説明して非常にわかりやすくこのような事業を外に宣伝できることはいいことです。

教 育 長 1年間の活動を掲示するなど、写真展を企画してはどうか。検討  
してみてください。

教 育 長 他に質問はありませんか。なければ、次に、中央図書館の説明をお願い  
します。

中央図書館長 資料の11～12ページで説明

教 育 長 ご質問はありませんか。次に、上甕島教育課長の説明をお願いします。

上甕島教育課長 資料の13ページで説明

委 員 いちき串木野市のアドベンチャー in こしき島は毎年実施しています  
か。

上甕島教育課長 毎年やっています。今年は5月にいちき串木野市の社会教育課職員が  
事前踏査に来られて、昨年の資料で見ると、小学5年生から中学生ま  
でで定員は35名であり、ほぼ、少年自然の家のアドベンチャーと同  
じ人数です。

少年自然の家所長 いちき串木野市の社会教育課、子供育成協議会がインリーダー研修会  
に少年自然の家に来られた際に協議して、重ならないようにしていま  
す。

教 育 長 他にありませんか。なければ、下甕島教育課長説明をお願いします。

非 公 開

教 育 長 質問がなければ、以上で諸般報告を終わります。次に審議に入ります。

【報告第9号 臨時代理の報告について（薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改  
正する条例の制定に係る議案に関する意見の申出について）】

教 育 長 次に、報告第9号 臨時代理の報告について（薩摩川内市立幼稚園条

例の一部を改正する条例の制定に係る議案に関する意見の申出について) 学校教育課長説明をお願いします。

学校教育課長 議案書で説明。

教 育 長 質問はありませんか。

(異議なしの声)

【報告第10号 臨時代理の報告について(令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算(第4回補正)に係る議案に関する意見の申出について)】

教 育 長 次に、報告第10号 臨時代理の報告について(令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算(第4回補正)に係る議案に関する意見の申出について) 教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長 議案書で説明。

教 育 長 質問はありませんか。

委 員 給食費の一部負担ということですが、今のところ園児の給食費は保護者負担ということですが、それを10月以降給食費も一部、市が負担するとういことですが、これは3歳児から5歳児だけですか、0歳から2歳児は該当しないのですか。

教 育 部 長 今回要求しているのは、公立幼稚園の給食費です。今回の要求分は、10月以降の給食費です。現在給食費は一人当たり、月額3,600円納めてもらっていますが、コメなどの主食費は無償の除外であり、それは自己負担になります。市としては、3,600円のうち、主食費400円を引いた、3,200円は国が負担してくれますので、無償とすることとし、その分を市で予算要求して、給食センターに補填することになります。なお、給食費の無償化は、年収が360万円以下の世帯につき該当になり、また、第3子以降の子供も全額該当することになります。また、0歳から2歳児の場合は、子育て支援課が担当ですが、そこも細かく所得に応じて負担額が変わることになります。

教 育 長 他に質問はありませんか。



(質問なしの声)

【議案第25号 薩摩川内市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について】

教 育 長 次に、議案第25号 薩摩川内市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について 教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長 議案書で説明。

教 育 長 質問はありませんか。

(質問なしの声)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

【議案第26号 薩摩川内市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について】

教 育 長 次に、議案第26号 薩摩川内市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について 学校教育課長説明をお願いします。

学校教育課長 議案書で説明。

教 育 長 質問はありませんか。

(質問なしの声)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

教 育 長 一旦ここで審議は中止します。次に「(4) その他」に入ります。「① 東郷学園義務教育学校への通学区域弾力化について」 学校教育課長説明をお願いします。

学校教育課長 資料「東郷学園義務教育学校通学区域弾力化制度(案)」について説明。  
東郷学園義務教育学校は現在各学年2クラスですが、来年度、現在の2年生が3年生に進級した際は、1クラスの基準が40人までとされていることから、現在37人のため、1クラスになる予定です。このようなことから、本市、唯一の施設一体型小中一貫校であり、保護者等の関心も高いことから、希望する保護者・児童に一定の条件を付し、

特別に入学を認め、通常学級の各学年2学級を維持するための制度を創設するものです。

委員 この制度を利用して、年度途中で東郷学園義務教育学校に転入できるのか。

学校教育課長 11月に在校生の保護者に文書で案内通知をして、校区外通学の判定と通知をする予定です。また、新1年生は、1月に入学通知書に募集要領を同封して2月に校区外通学の判定と通知をする予定としております。

教育長 今、委員から途中転入の質問がありましたが、この制度には含まれていないようです。

委員 校区外から自力通学していて、保護者が大変かなと思われた時は、途中で元の学校に戻ることは可能なのですか。

教育長 途中転出は当然、普通の学校と同じように考えればいいかと思います。  
教育部長 募集要綱にも記載してありますが、面接をする際、小中一貫校であり、中学校卒業まで東郷学園で学びたいという意向があつての応募ということですので、そこはしっかり説明していきたいと思います。教育長が言われたとおり、途中でやむを得ない事情があつた場合は、そこは仕方のないことかなと思います。

教育長 途中で色んな状況が起きてくるだろうと思います。そのような希望があれば通常の手続きと同じようにしていかなければならないと思います。今回の案は、2学級を維持するために、必要な人数を募集する、これはまだ案の段階であり、今日委員の皆さんに説明し、このことを今後、総務文教委員会でも説明して、色々意見を頂きながら、まとめたいと思います。

委員 仮に募集定員に満たない場合は、2学級を継続できるのですか。

教育長 それはできません。学級の基準がありますので、40人を超えなければ1学級になります。41人いればいいのですが。しかし、そういうぎりぎりの数字よりも、ある程度安定した数字を、3年生以上が50人いますので、その数字に合わせたということになります。

教育部長 資料の3ページを見ていただければ分かると思いますが、令和元年度は、二年生が37人なので、50人に足りない13人を、1年生が38人で50人に足りない12人を募集するということになります。新1年生は来年48人入学予定なので、50人に足りない2人を募集することになります。うまくいくと、今後50人を超えている学年は募集しないで、50人を下回っている学年だけ応募していくことになります。後は、校区外通学なので、それ以外に東郷地域に移住してくる人を見込んで基準を50人としたところです。

委員 平佐東小学校はどうなるのですか。

教育部長 平佐東小学校は、統廃合も含めて以前学校、地域を含めて意向についての調査をさせていただいた際、当面は現状のままを継続したいと意向でしたので、現段階では、東郷学園義務教育学校に通学ということはありません。

委員 資料の「6 その他」(2)の「申込があった児童に募集枠がない学年に」をもう少し詳しく説明をお願いします。

教育長 句読点の打ち方が間違っていますね。「申し込みがあった児童について、募集枠でない学年に兄弟があった場合は」が正しいですね。ここで、皆さんに考えていただきたいのが、本土地域の小学校ということで、対象地域をしています。ここを事務局としては色々考えたところです。というのは、近隣の育英小や亀山小から来るようにすればいいのではないかという考えもありますが、やはり他の学校からも行きたいということもあり、公平性に欠けるということも一つあります。例えば81名だったとすれば、ここで2人東郷学園義務教育学校に行けば3学級になる予定が2学級に減ることになります。できればしてほしいという声も出るかと思います。逆の場合もあります。80の人数は微妙です。もう一つは、平佐東小学校が複式ですが、1・2年で8人を超えれば複式学級は解消します。色々な学校にそのようなことがあてはまるので、あまりそのことにとらわれない方がよい。実は東郷地域は過去に、山田・南瀬・藤川・鳥丸の各小学校は、少しでも子供が

欲しいということで、特任制を導入していました。東郷小からの転校がほとんどであり、東郷の場合は、例えば43人いれば2学級ですが、藤川や鳥丸小に行ってしまうと39人になれば、1学級減ることになります。そういう2学級ぎりぎりの学年は特任制から外すということでこの制度を進めていました。複式のところは、1・2年生で8人を超えれば複式を解消とはなりますが、いずれ完全複式になるので、特に大きな問題にする必要はないのではないかということで、公平に市内全域の小学校を対象にすることとしました。

委員 大規模より小規模から通学したいという希望が多いのではないのでしょうか。

教育長 なぜかと言えば、平佐東小は橋を渡れば東郷学園です。楠元町や久住町の子供達はできれば東郷学園義務教育学校に行かせたいのだが、平佐東小が統合しないので、やむを得ないという声を聞きます。そういった、楠元町や久住町の子供達に対応する制度にはなりますが、逆に平佐東小を困らせることにもなります。そのようなことを課題として、次の会あたりでは、それについて判断しないといけないということで、今のところ、それぐらいの説明でよろしいですか。

委員 あくまでも選考は、抽選でよろしいですか。

教育長 募集枠を超えれば抽選になります。今後、東郷地域は住宅が増えつつあります。それと市営住宅が16戸建つ予定です。

教育部長 借上げ型住宅を造ってはどうかという案もあります。

教育長 いくらか増えることは期待できます。一過性になるかもしれませんが、40億円かけて造った学校ですので、できれば支障のない範囲で2学級は確保したいと考えています。

教育長 では次に「②教育振興基本計画の進行管理について」教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長 別紙資料により説明。

委員 評価は、教育委員会でされているか。

- 教育総務課長 この施策を統括している主管課で、4段階にあてはめて、自己評価をしています。
- 教 育 長 評価Cが若干多いのが気になりますが、今回の評価は、5年間の評価うちの、4年目の評価であります。しっかり努力するための評価です。このことが新たな振興基本計画に活かされていくということになります。このように厳しい評価をして、最終年度頑張るということで捉えればいいのかと思います。このへんで、よろしいですか。
- 教 育 長 では次に「③教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）の策定について」教育総務課長から説明をお願いします。
- 教育総務課長 別添資料により説明。  
本市教育振興基本計画（第1期・後期）が本年度末をもって計画期間が満了することから、新たな教育振興基本計画を策定する必要があります。市の総合計画の教育に関する部分と整合性を図りながら進めていくということにしております。配布の計画資料は、現時点での教育振興基本計画案であります。持ち帰っていただいて、次の定例会でご意見等をいただければと思います。
- 教 育 長 今説明がありました。国や県の教育振興計画をしん酌し、市総合計画も整合性を保ちながら、検討を進めているということの説明がありました。お気づきの点等あれば次の定例会でご意見をいただければと思います。
- 教 育 長 では次に「④第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画の策定について」教育総務課長から説明をお願いします。
- 教育総務課長 別添資料により説明。
- 教 育 長 今説明がありました。総合計画の教育部分についても一緒に検討しているということの説明がありました。また、SDGsも踏まえながら検討しているところです。後でゆっくり時間をかけてご覧いただければと思います。
- 教 育 長 では次に「⑤令和元年9月行事予定について」教育総務課から説明をお願いします。

(以後、順次各課からの報告)

教 育 長 行事予定について、質問はありませんか。

教 育 長 他に質問はありませんか。なければ、議案審議を再開しますので、関係者以外は退席願います。

(関係者以外は退席)

【議案第27号 令和元年度薩摩川内市奨学生の選考について】

非 公 開 (本案は可決されました)

教 育 長 以上で、令和元年第4回薩摩川内市教育委員会定例会を終了いたします。

閉会時刻 16時15分

教 育 長

教 育 委 員